⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和５年11月22日において次の要件を満たすものとする。

①　平成20年度以降に、元請けとして、次に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。））。

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、当該実績が入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

同種工事：下記の㋐から㋓の要件をすべて満たす鋼橋の製作及び架設をした施工実績を有すること。ただし、㋐から㋓は同一工事（同一橋梁）であること。

㋐　道路橋（Ｂ活荷重以上またはＴＬ－25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く）の工事。

㋑　橋梁形式が下記１）から３）の形式を満足する橋梁、または鋼アーチ系橋・鋼トラス橋であること。

１）桁形式

	適否		適否
単純桁	△	連結桁	○

注）△：鋼床版単純桁橋のみ認めるものとする。

２）断面形式

	適否		適否
鈑桁	×	箱桁	○
鈑桁（鋼床版）	○	箱桁（鋼床版）	○

３）構造形式

	適否		適否
桁橋	○	ラーメン橋	○

㋒　最大支間長が55m以上であること。

㋓　設工法が「送出し」であること。

同種工事の要件を満たす場合、「同種性が認められる工事」と評価する。更に、企業の同種性が認められる工事の施工実績において、以下の条件のいずれかを同一工事（同一橋梁）で満たす工事を「やや同種性が高い工事」とし、全てを同一工事（同一橋梁）で満たす工事を「より同種性が高い工事」とし、高く評価する。

・最大支間長が73.7m以上の施工実績を有すること。

・架橋位置が河川であること。

②　当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

9　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

８⑴①の認定（８⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も６及び７により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、８⑴①の認定を受けていない構成員が８⑴①の認定を受けることが必要である。なお、この場合において、８⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに８⑴①の認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

10　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

11　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

12　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「令和５年度　１号伊勢大橋長良川鋼上部工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和５年11月８日

国立国会図書館

関西館総務課長　辰巳　公一

◎調達機関番号　001　◎所在地番号　26

○第１号（№.１）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量　ＮＤＬデジタルアーカイブシステムウェブアーカイブシステムの設計・構築・運用・保守作業　１式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和５年11月29日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒619―0287 京都府相楽郡精華町精華台８－１－３　国立国会図書館関西館総務課会計係　福山　潤三　電話0774―98―1241

電子メールml-k-chotatsu@ndl.go.jp

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和５年11月８日から令和５年11月29日まで

⑵　交付方法　原則として電子ファイルにより交付する。交付を希望する者は、上記２⑵の提出先に次の内容の電子メールを送信した上で、電話で当該電子メールの受信確認を行うこと。

①　標題　上記１⑵の件名を記載

②　本文　交付申請者の住所、氏名、所属（法人名）、電話番号、メールアドレス

4　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Architecting, Developing, and maintaining the NDL Web Archiving System 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00, November 29, 2023

⑷　Contact point for the notice : FUKUYAMA Junzo, Accounts Section, Administrative Division, Kansai-kan of the National Diet Library, 8―1―3 Seikadai, Seika-cho, Soraku-gun, Kyoto 619―0287 Japan

E-mail ml-k-chotatsu@ndl.go.jp

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案を作成したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和５年11月８日

支出負担行為担当官　消防庁総務課長

河合　宏一

◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　19

⑵　購入等件名　消防庁ヘリコプターの購入　１式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和５年11月28日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8927 東京都千代田区霞が関２－１－２　消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室航空企画係　電話03―5253―7569

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和５年11月８日から令和５年11月28日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。